

[事案 2023-200] 慰謝料請求

・令和6年2月14日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の説明不十分を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年4月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)設計書に記載された配当金（特別配当金含む）は約200万円であるところ、実際の配当金は約100円に過ぎず、配当初年度から設計書と異常なまでに乖離が進行しているにもかかわらず、保険料払込期間中に何らの説明もなかった。
- (2)設計書に記載された年金支払開始時の配当金を元に予定していた生活設計を変更せざるを得なくなった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書に記載された配当金（特別配当金含む）は支払いを保障するものではない。設計書にもその旨記載している。
- (2)契約後の配当金実績については、契約内容通知文書等により定期的にお知らせしており、配当実績状況は随時通知している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。